

監査報告書

令和6年5月27日

学校法人 古沢学園
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人 古沢学園

監事 手と博昭
監事 山下智之

私たちは、学校法人古沢学園の監事として、私立学校法第37条第3項及び学校法人古沢学園寄附行為第7条第3項第4号の規定に基づいて学校法人古沢学園の令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）における財産目録及び計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び附属明細書）を含め、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を行いました。

私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会に出席するほか理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続を実施しました。

監査の結果、私たちは、学校法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、財産目録及び計算書類は会計帳簿の記載と合致し法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、理事の業務執行は適切であり、学校法人の業務及び財産並びに理事の業務執行に関し、不正の行為または法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めました。

以上